

岐阜県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程

令和五年三月十七日岐内漁委公示

岐阜県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程を次のように定める。

岐阜県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程

(趣旨)

第一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定により岐阜県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が行う公聴会の手続は、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会議上の拘束)

第二条 委員会は、公聴会において討論及び表決を行わない。

(主宰者)

第三条 公聴会は、会長が主宰する。

(日時等の公示)

第四条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件を、その期日の七日前までに、公示するものとする。

2 前項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(文書の提出)

第五条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)に対し、あらかじめ発言内容の要旨を文書で提出するよう求めることができる。

(公述者の範囲)

第六条 公聴会における公述者となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 漁業者
- 二 入漁権者
- 三 漁業権漁業の経営者
- 四 漁業協同組合関係者
- 五 前各号に掲げる者のほか、意見を聴こうとする案件につき利害関係を有する者

(公述の機会の公平)

第七条 公聴会において意見を聴こうとする案件について対立する意見があるときは、その双方から公述者を選ばなければならない。

(公述者の発言)

第八条 公述者は、公聴会において発言しようとするときは、会長の許可を得なければならない。

2 公述者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

(秩序保持のための措置)

第九条 会長は、公述者が前条の規定に違反して発言し、その他公聴会の秩序を乱したときは、その発言を制限することができる。

2 会長は、公述者が前項の規定による措置に従わないときは、当日の公聴会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

(委員の質疑)

第十条 委員は、公述者に対して質疑することができる。

2 公述者は、委員に対して質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第十一条 公述者は、委員会の同意を得たときは、代理人をして意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として意見を述べる者は、代理人であることを証する書面を委員会に提出しなければならない。

(公聴会の記録の作成)

第十二条 公聴会においては、その経過についての記録を作成しなければならない。

2 前項の記録には、次に掲げる事項を記載し、会長が署名しなければならない。

- 一 公聴会の日時、場所及び案件
- 二 公述者の氏名及び住所並びに意見の要旨
- 三 委員の発言の要旨
- 四 その他公聴会の経過に関する事項

附 則

この規程は、平成七年十一月十七日から施行する。

この規定は、令和五年三月十七日から施行する。